

組合会会議規則

伊藤ハム健康保険組合

第1章 総 則

(総 則)

第1条 伊藤ハム健康保険組合（以下組合という）の組合会の会議については、法令および規約に規定してあるもののほか、この規則に定めるところによる。

(会議への出席)

第2条 組合会は、組合会議員を組合会開催場所に招集して開催することを基本とする。ただし、遠方に所在する等の理由により、組合会の開催場所に赴くことが困難である組合会議員は、テレビ会議システムにより出席することができる。

(議員の席次)

第3条 議員の席次は、議長の定めるところによる。

②補欠議員の席次は前任者の席次による。ただし、補欠のため同時に議員となった者が2人以上ある場合、その席次は議長の定めるところによる。

③議員の定数が増加したため、選定又は選挙した議員の席次は、議長の定めるところによる。

(会議日程の報告)

第4条 会期を定めて召集した会議の場合には、議長は次の会議日程および開会の時間を定め、これを会議に報告しなければならない。

②会議日程に定めた議案について、その議案の審議が終わらないときは、議長はさらに会議日程を定め、これを会議に報告しなければならない。

(疑義および議題外事項の議決)

第5条 この規則に関する疑義、その他会議中議題外に起こった事項は、議長がこれを決する。ただし、議長が重要であると認める事項は会議に諮り、これを決することができる。

(着席の合図)

第6条 議員の着席は、議長の合図による。

(議案・報告書の配布)

第7条 議案又は報告書は、会議の前に議長が議員に配布しなければならない。

(開会の宣言)

第8条 議長は、会議を開くときは、開会の旨を宣言しなければならない。

②議案又は報告書は、議長が付議した後、組合の事務職員が朗読し説明する。ただし、議長がその必要を認めないときは、朗読および説明を省略することができる。

(テレビ会議)

第9条 テレビ会議システムによる組合会の開催にあたっては、出席者間の協議と意見交換が自由にできるよう、各出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わる仕組みになっていなければならない。

第2章 動議および建議

(動議の採択)

第10条 動議は出席議員の過半数の賛成がなければ、これを議題としない。

(建議の提出)

第11条 建議案を提出しようとするときは、5人以上の賛成者と連署した文書を議長に提出しなければならない。ただし、事項の簡単なものは、議長の許可を受けて議場においてこれを述べることができる。

(議題となった動議・建議の撤回)

第12条 議題となった動議又は建議は、議長の許可を受けなければこれを撤回することができない。

(否決動議・建議の再提出の禁止)

第13条 議題となった動議又は建議で否決されたものは、その会期中は再びこれを提出することができない。

第3章 発言および討論

(会議前の発言禁止)

第14条 議長が開会を宣言しない間は、議員は議案について発言することができない。

(議員の発言)

第15条 議員は、発言しようとするときは、起立又は挙手によって自己の氏名を告げ、議長の許可を受けなければならない。

② 2人以上同時に発言を求めたときは、議長はその1人を指名して発言させなければならない。

③ 前項の場合において、議員の発言の前後について異議を申し立てることはできない。

(発言の許可)

第16条 理事が発言を求めるときは、議長は直ちにこれを許可しなければならない。ただし、このために議員の発言を中止させることはできない。

(議題外の討論禁止)

第17条 討論は、議題外にわたることはできない。

②討論が冗長にわたり又は不必要な論議と認められるとき、若しくは議場が騒がしくなったり混乱したときは、議長はこれを制止し、又は討論の終了を宣言することができる。

(討論の終結)

第18条 討論がいまだ終わらない場合であっても、議長において論旨が尽きたと認めたときは、討論の終結を宣言することができる。

第4章 採 決

(否決動議)

第19条 否決の動議は、修正動議に先立って採決しなければならない。

(修正動議の否決)

第20条 修正の動議は、原案に先立って採決しなければならない。

②同一の議題について修正の動議が複数提出されたときは、議長は原案の趣旨に最も遠いと認めたものから順次採決しなければならない。

(原案の採決)

第21条 否決の動議および修正の動議が全て否決されたときは、原案について採決しなければならない。

(採決の宣告)

第22条 議長は、採決しようとするときは、その議題および採決すべき旨を会議に宣告しなければならない。

②前項の宣告後は、その議題については、議員は発言することができない。

(議員の可否表明)

第23条 会議に列席する議員は、採決すべき議題について可否を表明しなければならない。

(表決の方法)

第24条 表決の方法は、挙手又は起立による。ただし、議長は、議員の承認を得て他の方法を用いることができる。

(表決結果の宣告)

第25条 議長は、表決の結果を宣告しなければならない。

第5章 秩 序

(議事妨害言動の禁止)

第26条 議員は、会議中私語その他議事を妨げる言動をしてはならない。

(無礼言動の禁止)

第27条 議員は、会議中無礼な語を用いたり、又は他人の一身上にわたる討論をしてはならない。

(違反議員の制止、発言禁止、退場)

第28条 会議中、この規則に違反し、その他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長はこれを制止し、命に従わないときは、当日の会議が終わるまで発言を禁止し又は議場外に退去を命ずることができる。

(会議の中止、閉会)

第29条 議場が騒がしくなり整理しがたいときは、議長は当日の会議を中止し又はこれを閉じることができる。

第6章 傍 聴

(傍聴人の資格)

第30条 組合会の会議を傍聴しようとする者は、被保険者証を受付係に提出して入場しなければならない。ただし、被保険者証を所持しないときは、その旨を受付係に申し出、承諾を受けて入場することができる。

(傍聴人の会議妨害行為の禁止、違反者の退場)

第31条 傍聴人は、静かに会議を傍聴することとし、会議の討論に対し可否を表明したり又は談話をしたり、若しくは騒いだり、その他会議の妨害となる行為をしてはならない。

②前項の規則に違反する傍聴人があるときは、議長はこれを制止し、命に従わないときは、議場外に退去を命ずることができる。

(傍聴人の退場)

第32条 議長より傍聴禁止の宣告があったときは、傍聴人は直ちに退場しなければならない。

(傍聴人の指導)

第33条 傍聴人は、前2条に定めるもののほか、すべて議長その他係員の指示に従わなければならない。

附 則

(施行期日)

- ・この規程は、平成19年10月1日より改定適用する。
- ・この規程の変更は、平成27年9月1日より施行する（全面改定）。